

臨床実習学生心得

本学の建学の精神は、1. 社会の福祉への奉仕、2. 人間への深い愛、3. 人間への幅広い科学的理解です。さらに、兵庫医科大学病院は、「兵庫医科大学病院は、安全で質の高い医療を行い、地域社会に貢献するとともに、よき医療人を育成します」を理念として掲げています。この建学の精神と病院の理念をよく理解し、それに基づいて行動し、よき医師になることを目指してください。臨床実習を行う病院は、社会の一部です。病院内では医学生といえども社会人としての対応が要求されます。医師として、社会人として恥じない態度やマナーで臨んでください。病院では患者さんを中心に考えて行動しましょう。病める方を助け励ますために、明るい笑顔で接し、よく話を聞き、やさしくわかりやすく説明してください。

病院内で最低限守って欲しい事項は以下のごとくです。

1) 身だしなみ

学生は、患者さんを診察するのに相応しい服装、髪型、履物を身につける。判断の基準は、患者さんの立場で不審、不快でないと思われること。不適切な学生は参加させない。

＜白衣（ケーシー）、名札＞

- ・こまめに洗濯し、交換すること。しわ、汚れやしみのあるもの、破れたものは着用しない。
- ・ずり落ちたズボンなどサイズの合わないものは着用しない。
裾上げ等を必ず事前に行うこと。
- ・半袖ケーシーの襟や袖からアンダーシャツ、長袖を出さない。(厚手の下着等で調節)
- ・肌、下着、Tシャツ等の柄などが白衣やケーシーから透けてはならない。
- ・名札は必ず着用し、胸の位置につける。首からかけるタイプは不可。

<履物>

- ・ 白色の運動靴、上履きを着用（サンダル、スリッパ、下駄、合成樹脂性の履物は不可）。
- ・ 靴下は必ず着用し、白色を原則とする。くるぶしが十分隠れるものを着用すること。

<頭髮>

- ・感染予防の観点から白衣に付着させない。寝癖や乱れを整える。
- ・茶髪の染髪、染髪を隠す黒彩は不可。
- ・女子で白衣にかかる場合は髪をまとめ、ポニーテールではなくお団子にすること。
まとまりにくい場合はヘアピンやネット等を使用し、髪が飛び出さないようにする。
- ・男子は髪が襟にかからないこと。（後ろでまとめるのは禁止）
- ・男女とも長い前髪は不可。

＜その他禁止事項＞

- ・ペインティングした爪
- ・アクセサリー、過度の化粧や香水
- ・カラーコンタクト
- ・刺青、タトゥー
- ・すべての種類のひげ、長いもみあげ
- ・喫煙
- ・白衣での外出（飲食店への白衣での入店は厳禁）

＜マスク＞

- ・マスクは原則として白色またはブルーで一定の性能を有するマスク（不織布製）を着用すること。（布

製やウレタン製は不可)

- 2) **態度、言葉づかい**：患者さんや家族に対しては、丁寧な言葉で分かり易く話す。患者さんや家族の病状・病気に関する質問に対しては、主治医に聞くように伝える。患者さんの前では私語を慎む（患者さんに不安や不快感を与えることになる）。
- 3) **挨拶**：受け持ちの患者さんはもちろん、廊下で行き会う人達、医師、詰所の看護師さんなどに朝は「お早うございます」の挨拶をする。
- 4) 病院で定められた規則を守り、所定の場所以外に許可なく出入りしてはいけない。病棟、詰所では、医師として恥じない態度で、清潔に手を洗って診療に参加する。売店、食堂、エレベーター等の使用に関しては患者さんを優先し、他の人の迷惑にならないように、学生は原則として階段を利用する。
- 5) 医師には守秘義務がある。患者さんについて知った個人的な事項は、一切他人に漏らしてはいけない。また、病棟内などで話題にしてはならない。
- 6) 指導医に指示された以外の医療行為を行ってはいけない。
- 7) 指示された時間を厳守する。すべて5分前を心掛け、止むを得ず欠席・遅刻する場合は、出来る限り事前に届ける。なお、実習では通常の講義時間は適用されない。早朝や午後5時以降に実習が行われる場合もある。
- 8) レポート等の提出日時を厳守する。
- 9) 携行品は、必要最小限のもののみとする（不要のものはロッカーに収納）。各自の聴診器は実習開始までに購入しておく。
- 10) 電子カルテなど病院情報システム及びPACSシステムの利用にあたっては、所定の規約、取り決めを守る。詳細な規約、罰則は別記参照のこと。
- 11) 4年次で講義を実施したように、医学生といえども利益相反（COI）について注意を払う必要がある。製薬企業等からの文房具や食事提供等、便宜供与を要求してはならない。また企業名・製品名入りの筆記具、ファイル等を患者さんの前で使用することは好ましくない。
- 12) 健康診断未受診、やむを得ない理由のないインフルエンザ等の指示されたワクチンの不接種は実習に参加できない。
- 13) 患者さんの前での私物のタブレット、スマートフォン等、電子端末の使用は厳禁。
- 14) 病院内での私物のタブレット、スマートフォン等、電子端末を用いた臨床実習に関係のない行為（ゲーム等）は厳禁。
- 15) SNS等による個人情報や不適切な内容の投稿は厳禁。
- 16) 13～15の行為が発覚した場合、臨床実習は「不合格」とする。
- 17) 私物のタブレット、スマートフォン等、電子端末を用いた病院内での医学的情報、EBM、ガイドライン、文献検索は許可する。
- 18) 担当患者さんのところには原則として毎日訪問すること。訪問日時などの約束は遵守すること。
- 19) 症例検討会、カンファレンスには積極的に参加すること。